

# 福岡県公報

平成二十年一月九日  
第二千七百七十一号  
増刊 ①

## 目次

規則(第二号)

福岡県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(経営金融課) …………… 一

告示(第三十七号)

福岡県明るい選挙推進費補助金交付規程を廃止する告示(地方課) …………… 一

## 規則

福岡県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年一月九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二号

福岡県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第二条の表中「第一条第二項」を「第一条の五第二項」に改める。

第八条中「第三十五条第二項及び第四十二条第二項」を「第二十四条の六の十第五項

」に改める。

様式第二号の(表)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

福岡県告示第三十七号

福岡県明るい選挙推進費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十年一月九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県明るい選挙推進費補助金交付規程を廃止する告示

福岡県明るい選挙推進費補助金交付規程(昭和四十一年七月福岡県告示第五百八十号

)は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）